

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省2-1-4)

施策名	1-4 基準認証	担当部局名	産業技術環境局基準認証政策課	政策評価実施予定時期	令和3年8月
施策の概要	我が国の基準認証制度の基礎となっている産業標準の整備、適合性評価、知的基盤整備等を一体的に推進する。			政策体系上の位置付け	1 経済成長
達成すべき目標	○我が国企業の競争優位を強固にする国際標準の確立、産業競争力強化に資する国内規格等の策定、世界的に通用する認証基盤の整備等を通じ、国内外の市場における我が国企業の戦略的な事業展開を促進するとともに、国内外の市場を創出する。 ○国民生活の安全と経済産業の基盤を支えるため、計量標準等の知的基盤の整備及び利用促進を図るとともに、計量制度の効果的な運用を行うことで、企業活動等の質を高め、国富の増大を図る。			目標設定の考え方・根拠	「未来投資戦略」や「知的財産政策ビジョン」等を踏まえて設定。
施策の予算額(執行額) (百万円)	30年度 2,961 (2,668)	令和元年度 2,851 (2,595)	令和2年度 2,524	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定) ・成長戦略2019(令和元年6月21日閣議決定) ・統合イノベーション戦略2019(令和元年6月21日閣議決定) ・知的財産推進計画2019(令和元年6月21日知的財産戦略本部会合決定) ・標準化官民戦略(平成26年5月15日標準化官民戦略会議決定)

【測定指標】

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	基準値	目標年度	目標値	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		令和5年度
1 標準化機関における幹事国引受数(件)	78	平成22年度	100	令和5年度	0	-	-	-	-	-	100	標準化機関における幹事国引受数は、国際標準化活動における各国の影響力を測ることが可能な測定指標であることから。現時点では、国際幹事数は、独国、米国に次いで、日本は3番目の国際幹事数を誇る。国際幹事ポストには任期がないことから、新たにTC等を立ち上げない限り、容易に国際幹事の数を増やすことはできない。また、日本から輩出している国際幹事の高年齢化が課題であり、適切に世代交代をはかっていく必要あり。すでに一定の影響力を有しており、現在の水準を維持していくことが妥当であることから
2 「新市場創造型標準化制度」活用により事業拡大に一定の効果があつた事業者の割合(%)	0	令和元年度	80	令和5年度	-	-	-	-	-	-	80	

【参考指標】

測定指標	基準値		見込み		年度ごとの実績値						参考指標の選定理由及び見込み値の設定の根拠		
	基準年度	基準値	年度	見込み	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		令和4年度	
1 ISO・IECへの国際標準提案件数【3ヶ年平均】	-	-	-	-	154	140	134	125				我が国企業の戦略的な事業展開や新たな市場創出に向けた我が国主導の国際標準化の増加を目指すため、参考指標とした。	
2 産業標準の制定及び改正の件数【当該年度】	-	-	-	-	517	489	559	544					JIS(日本産業規格)は、産業標準化法(昭和24年)に基づき制定される国家規格であり、2020年3月末現在で、10,858件が制定されている。社会ニーズ等に対応した円滑なJIS制定及び改正を実施するため、参考指標とした。
3 JISマーク認証契約数【当該年度】	-	-	-	-	8,629	8,533	8,566	8,483					JISマーク表示制度は産業標準化法(昭和24年)に基づき、国に登録された機関(登録認証機関)が認証を行う、第三者認証制度であるため、参考指標とした。
4 知的基盤の整備数(計量標準)【累計】	-	-	-	-	874	904	909	919					平成26年3月に取りまとめた産業構造審議会産業技術分科会・日本工業標準調査会合同会議知的基盤整備特別小委員会の「計量標準に関する新たな整備計画・利用促進方策」において、重点分野としているため参考指標とした。
5 知的基盤の整備数(微生物遺伝資源)【累計】	-	-	-	-	91,019	91,500	92,528	93,392					平成26年3月に取りまとめた産業構造審議会産業技術分科会・日本工業標準調査会合同会議知的基盤整備特別小委員会の「微生物遺伝資源に関する新たな整備計画・利用促進方策」において、重点分野としているため参考指標とした。

6	計量士の登録件数 【当該年度】	-	-	-	-	583	603	571	558				計量法122条において、経済産業大臣は、計量器の検査その他の計量管理を適確に行うために必要な知識経験を有する者を計量士としているため、参考指標とした。
---	--------------------	---	---	---	---	-----	-----	-----	-----	--	--	--	---

【達成手段一覧】

達成手段		予算額計(執行額) (百万円)			開始 年度	関連する 指標	達成手段の概要等	再掲	令和2年度 行政事業 レビュー 事業番号
		30年度	令和元年度	令和2年度					
1	戦略的国際標準化加速事業	2,340 (2,067)	2,227 (1,997)	1,936	平成24年 度	1.2	我が国からの国際標準提案・発行件数が増えれば、幹事国引受数の増加にもつながる。また、本事業内でも「新市場創造型標準化制度」の活用等による国際標準の開発・提案等を実施していることから、本事業での国際標準提案・発行件数の増加は「新市場創造型標準化制度」の活用等による標準化件数の増加につながる。	-	0024
2	国際度量衡中央事務局分担金	141 (141)	148 (148)	142	昭和元 年度以前	-	メートル条約に基づき、各国へ課せられた分担金であり、資金拠出に応じた適正な便益を享受するとともに、我が国の計量標準の国際的信頼性確保の推進に資するものである。	-	0025
3	国際標準化機構分担金	172 (172)	172 (172)	167	昭和28年 度	1	ISOの加盟国に課せられた分担金であり、資金拠出に応じた適正な便益を享受するとともに、我が国の電気・電子技術分野以外の国際標準化活動の推進に資するものである。	-	0026
4	国際電気標準会議分担金	112 (112)	109 (109)	105	昭和29年 度	1	IECの加盟国に課せられた分担金であり、資金拠出に応じた適正な便益を享受するとともに、我が国の電気・電子技術分野における標準化活動の推進に資するものである。	-	0027
5	計量制度国際機構分担金	14 (14)	15 (15)	14	昭和35年 度	-	OIMLの加盟国に課せられた分担金であり、資金拠出に応じた適正な便益を享受するとともに、我が国の法定計量制度の国際標準化の推進に資するものである。	-	0028
6	国際標準化機構拠出金	7 (7)	7 (7)	7	平成22年 度	1	ISOの加盟国に課せられた分担金であり、資金拠出に応じた適正な便益を享受するとともに、我が国の電気・電子技術分野以外の国際標準化活動の推進に資するものである。	-	0029